

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-6-2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 代表取締役及び取締役（<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役）は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p> <p>(中略)</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>I-2-7 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>(1) 災害地に対する金融上の措置</p> <p><u>災害対策基本法第36条第1項に基づく金融庁防災業務計画において、金融に関する措置が規定されていることから、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、電子債権記録機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-6-2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 代表取締役及び取締役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては取締役及び執行役）は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p> <p>(中略)</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>I-2-7 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>(1) 災害地に対する金融上の措置</p> <p><u>災害対策基本法第36条第1項に基づく金融庁防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項に基づく金融庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されていることから、災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第183条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、電子債権記録機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>(中略)</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II 電子債権記録機関監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>(中略)</p> <p>II-2-2 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>業務改善命令、指定の取消し命令、業務停止命令、取締役等の解任命令又は業務移転命令の不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施すること。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意すること。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p><u>報告徴収命令、業務改善命令、指定の取消し命令、業務停止命令、取締役等の解任命令又は業務移転命令を発出する処分をしようとする場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に基づき審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係</p> <p><u>報告徴収命令、業務改善命令、指定の取消し命令、業務停止命令、取締役等の解任命令又は業務移転命令を発出する処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に基づき処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p>	<p>II 電子債権記録機関監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>(中略)</p> <p>II-2-2 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には、聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会の付与しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p><u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係</p> <p><u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(以下略)	(以下略)